

令和6年第10回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和6年10月31日(月) 10時25分
出席農業委員 (17名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一
欠席委員 (2名)	7番 尾谷 光幸 19番 槐島 睦夫 (会長)
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）及び農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「買受適格証明願（耕作目的）」について 6 「買受適格証明願（転用目的）」について

開会 午前10時25分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（代理）	それでは令和6年第10回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告してください。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（代理）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（代理）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 13 番委員と 14 番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（代理）	それでは議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（代理）	議案第 1 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 45 件、中間管理権設定 3 件、合計 51 件について、市長から意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 16 件提出されております。 これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括して報告を求めます。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 4 筆、面積 6,088 ㎡。利用権設定 45 件、筆数 69 筆、面積 135,524 ㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定 3 件、筆数 28 筆、面積 68,181 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（代理）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 15 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 2 を 10 番委員。
10 番委員	2 号 2 番。申請地は三郷公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく国分 3 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 3 番。申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長（代理）	次に隼人 4 を 5 番委員。
5 番委員	2 号 4 番。申請地は宮西公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく隼人 5 を 12 番委員。
12 番委員	2 号 5 番。申請地は隼人給食センターの西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作することが認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく溝辺 6、7 を 1 番委員。
1 番委員	2 号 6 番。申請地は宮川内公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 7 番。申請地は竹山公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく溝辺 8、9 を 14 番委員。
14 番委員	2 号 8 番。再申請である。申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は畑で営農型太陽光発電施設が設置済みである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。太陽光発電施設の下でセンリョウ 96 株を栽培しておられ、来年から出荷の見込みであるとのことである。 2 号 9 番。申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	次に、横川 10、11 を 16 番委員。
16 番委員	2 号 10 番。申請地は横伏敷消防拠点施設の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 11 番。申請地は岡村自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な

	農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	次に、牧園 12 から 15 までを 6 番委員。
6 番委員	<p>2 号 12 番。申請地は成政地区公民館の南東に位置し、現況は田と畑である。申請地には※※さんが令和 15 年 6 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 13 番。申請地は成政地区公民館の南と万膳小学校の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 14 番。申請地は有村公民館の北に位置し、現況は不耕作地で、草刈り等がしてあり管理してある状態である。申請地には※※さんが令和 7 年 7 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 15 番。申請地は高千穂小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に霧島 16 を 4 番委員。
4 番委員	2 号 16 番。申請地は旧霧島公民館の西に位置し、現況は畑で一部にブルーベリーと梅が植えてある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず隼人1を8番委員。
8番委員	3号1番。申出地は鹿児島空港インターチェンジの南に位置し、現況は農業用資材置場である。なお、令和6年3月頃、農業用資材置場にしてしまったという始末書が添付されております。農用地区域は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われるが既に実行済みである。転用目的は一時転用、農用地区域内農地にするものであり、計画性は妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。また、一時転用期間は令和6年11月6日から令和9年11月5日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（代理）	次に、国分2、3を3番委員に代わり4番委員。
4番委員	3号2番。申出地は始良東部公設地方卸売市場の北東に位置し、現況は実行済みである。なお、年月日不詳で造成、建築済みにしてしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、倉庫1棟、駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号3番。申出地は野口公民館西集会所の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場、駐輪場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	同じく隼人4を12番委員。
12番委員	3号4番。申出地は新溝公民館の西に位置し、現況は造成済みである。なお、相続時には宅地として利用済みであったと経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅の宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接の宅地513.19㎡を一体利用するもので、全体計画面積は913.19㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	同じく隼人5を13番委員。
13番委員	3号5番。申出地は里中・下公民館の北に位置し、現況は造成済みである。なお、何月日不詳で造成してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実施済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	次に牧園6を8番委員。
8番委員	3号6番。申出地は横瀬公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当で

	あるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	調査員からの報告が終わりました。只今の件ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたします。 つきましては、11月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。 当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が17件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を8番委員。
8番委員	4号1番。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、介護施設1棟、多機能施設1棟、児童発達支援施設1棟、地域包括支援センター1棟、ポップアップストア1棟、駐車場を建設するものである。また、隣接地である公衆用道路284㎡を一体利用するもので、全体計画面積は12,776㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	次に、国分2を14番委員。
14番委員	4号2番。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	同じく隼人3、溝辺4を15番委員。
15番委員	4号3番。申請地は沢馬場公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落隣接施設に該当するものと思われる。転用目的は通路、駐車場を建設にすものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号4番。申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は営農型太陽光発電施設である。農地区分は第1種農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は一時転用、営農型太陽光発電施設にすものであり既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用に期間は令和6年11月6日から令和9年11月5日までで一時転用終了後、再申請する計画であるため妥当であると思われる。以上です。

議長（代理）	次に、国分5、6を3番に代わり4番委員。
4番委員	<p>4号5番。申請地は始良東部公設地方卸市場の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号6番。申請地は広瀬生活改善センターの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に、隼人7を5番委員。
5番委員	<p>4号7番。申請地は宮内小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	同じく隼人8、9を12番委員。
12番委員	<p>4号8番。申請地は新溝公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、カーポートを建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、43㎡残しても農地として管理ができないため宅地として管理をするとのことである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号9番。申請地は姫城地区公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	同じく隼人10から13を13番委員。
13番委員	<p>4号10番。申請地は隼人塚団地公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は重機、車両及び仮設資材の置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号11番。申請地は隼人塚団地公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号12番。申請地は納屋公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場、駐輪場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被</p>

	<p>害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号13番。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に、溝辺14を9番委員。
9番委員	<p>4号14番。申請地は下桑ノ丸公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。計画面積は515.79㎡であり、一般住宅は概ね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されております。以上です。</p>
議長（代理）	次に、溝辺15を11番委員。
11番委員	<p>4号15番。申請地は三縄地区自治公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	同じく、溝辺16を14番委員。
14番委員	<p>4号16番。申請地は論地地区自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地であると思われる。転用目的は、工所用仮設事務所1棟、仮設トイレ1基、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用期間は、令和6年11月6日から令和9年11月5日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画であるため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に、牧園17を6番委員。
6番委員	<p>4号17番。申請地は万膳4区公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	<p>全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。</p> <p>つきましては、11月5日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定め</p>

	られた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。
--	--

△ 議案第5号 「買受適格証明願（耕作目的）」について

議長(代理)	次に、議案第5号「買受適格証明願（耕作目的）」について議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願（耕作目的）が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、落札後の農地法第3条の許可申請があった場合の扱いについても同時に審議を求めます。 それでは調査委員の報告を求めます。霧島1を15番委員。
15番委員	5号1番。申請地は牧内公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和12年9月までの使用収益権を設定しており、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。申請人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請人の※※さんの圃場も申請地の北側にある。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため買受適格者であると思われる。以上です。
議長(代理)	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「買受適格証明願(耕作目的)」については、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定しました。

△ 議案第6号 「買受適格証明願（転用目的）」について

議長(代理)	次に、議案第6号「買受適格証明願（転用目的）」について議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願（転用目的）が6件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、落札後農地法第5条の許可申請があった場合の取り扱いについても、同時に審議を求めます。 まず、隼人1、2を8番委員。
8番委員	6号1番。申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。 6号2番。申請地は同じく姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。以上です。
議長(代理)	同じく隼人3、4を14番委員。

14 番委員	<p>6号3番。申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。</p> <p>6号4番。申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく隼人5、6を15番委員。
15 番委員	<p>6号5番。申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。</p> <p>6号6番。申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから買受適格者と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	調査員からの報告が終わりました。只今の報告について、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「買受適格証明願(転用目的)」については、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は、買受適格者として承認することに決定しました。以上で、令和6年第10回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(代理)	ないようですので、以上で令和6年第10回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午前11時20分